

徳島県告示第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年三月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
レリーブ株式会社	徳島市沖浜町明治開二四二	トマト調剤薬局坂野店	小松島市坂野町字平田三〇一	介護予防居宅療養管理指導	令和五年十二月二十五日	令和六年一月三十一日	
同	同	トマト調剤薬局国府店	徳島市国府町桜間字登々路八一	同	令和六年一月十九日	同	
同	同	トマト調剤薬局中田店	小松島市中田町字広見一番八七	同	同	同	
同	同	トマト調剤薬局鯛浜店	板野郡北島町鯛浜字西中野九九番三	同	同	同	